

私立高校の授業料軽減 - 現行の助成金制度

私立高校に通学されている方、もしくは私立高校を希望している方、また都立や国立を目指し私立高校は併願という方、どのパターンであっても基本的には関係する内容ですのでご一読くださればと思います。

さて『私立高校無償化』という言葉、一度は耳にしたことがあるかと思いますが。簡単に言えば、2020年度より私立高校の授業料がほぼ0円になる制度ですが、何もせずとも払わなくて済むということではありません。(※現在も助成金制度によりかなり学費を軽減することができます。)

今回ここでは現行の助成金制度を中心にご説明します。(※詳細を全て記載することはできませんので、あくまで平均的なパターンでお話致します。)

【助成金の種類】

近年使用されている助成金という言葉は総称で、

A: 国からの就学支援金(授業料の負担を軽減)

B: 都からの授業料軽減助成金(授業料の負担を軽減)

C: 都からの奨学給付金(授業料以外の教育費負担を軽減)

の3点をひっくるめて指します。

その他に、D: 公益財団の東京都私学財団が扱っている育英資金というものもありますがこちらは無利子の貸付になります。

くり返しになりますが、この助成金はいくまで授業料に対しての補助になりますので、その他の費用はご家庭での負担になります。

またそれぞれ申請が必要になりますので時期を含め、学校からのお知らせ等にご注意ください。

【申請時期】

A: 国からの就学支援金 ⇒ 1年次: 4月と6月頃 / 2~3年次: 6月頃

B: 都からの授業料軽減助成金 ⇒ 6~7月頃(毎年申請が必要)

C: 都からの奨学給付金 ⇒ 6~7月頃(毎年申請が必要)

【対象】

生徒の保護者等で下記①～③のすべての要件に該当する方となります。

①保護者(申請者)と生徒が、令和元年5月1日以前から申請時まで引き続き東京都内に居住していること。

②次の(i)～(v)のいずれかの私立学校及び課程に在学する生徒の保護者であること。

(i)私立高等学校(全日制課程、定時制課程、都認可通信制課程※)

※ NHK学園高等学校、大原学園高等学校、科学技術学園高等学校、北豊島高等学校、聖パウロ学園高等学校、東海大学附属望星高等学校、目黒日本大学高等学校、立志舎高等学校 (注)生徒非募集校を除く。

(ii)私立中等教育学校後期課程

(iii)私立特別支援学校の高等部

(iv)私立高等専門学校(1～3年)

(v)私立専修学校高等課程(1年6カ月制の場合は平成30年10月入学者及び平成31(2019)年4月入学者の保護者)

③その他、世帯区分(住民税の納税額や世帯人数)により該当条件があります。詳しくは『公益財団法人 東京都私学財団』のホームページ等をご確認ください。

【負担軽減額(モデル世帯)】

年 収 目 安	およそ	A: 就学支援金	B: 軽減助成金	C: 奨学給付金
	～ 250万円	297,000円	159,000円	52,600円／98,500円／138,000円
	250～ 350万円	237,600円	218,400円	
	350～ 590万円	178,200円	277,800円	
	590～ 760万円	118,800円	337,200円	

(※夫婦と子供2人としての場合です。また収入は目安で別途審査があります。)

基本的に共通しているのはA+B=456,000円で都内私立高校平均授業料相当となっています。ただし、上限は在学校の授業料までとなっていますので、これを超えてもらうことはできません。あくまでも勉学に励むための授業料軽減措置です。

今回の参照文献は東京都私学財団になります。より詳しく知りたい方は、『公益財団法人 東京都私学財団』のホームページをご参照ください。